

静岡県立大学大学運営会議規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 26 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 5 月 23 日、平成 31 年 4 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学に置く大学運営会議の組織、任務、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 大学運営会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 役員会から付託された事項を協議すること。
- (2) 経営審議会から付託された事項を協議すること。
- (3) 教育研究審議会から付託された事項を協議すること。
- (4) 各部局から付託された事項を協議すること。
- (5) 部局間の調整に関する事項を協議すること。
- (6) その他学長が必要と認める事項を協議すること。

(組織)

第 3 条 大学運営会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 学府長
- (6) 研究院長
- (7) 短期大学部部長
- (8) 附属図書館長
- (9) 短期大学部附属図書館長
- (10) 事務局長
- (11) 学生部長
- (12) 短期大学部学生部長
- (13) 学長補佐
- (14) 教務委員長
- (15) 国際交流委員長
- (16) 広報委員長
- (17) 健康支援センター長
- (18) 情報センター長
- (19) 言語コミュニケーション研究センター長
- (20) キャリア支援センター長
- (21) 男女共同参画推進センター長
- (22) グローバル地域センター長

- (23) 「ふじのくに」みらい共育センター長
- (24) 国際交流センター長
- (25) 事務局次長兼短期大学部事務部長
- (26) 経営戦略部長
- (27) 総務部長
- (28) 教育研究推進部長
- (29) その他学長が必要と認める者
(議長)

第4条 大学運営会議に議長を置く。

- 2 議長は、学長をもってこれに充てる。
- 3 議長は、大学運営会議の会務を総理する。
- 4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。
(会議)

第5条 大学運営会議は、議長が招集する。

- 2 大学運営会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 大学運営会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(拡大委員会)

第6条 大学運営会議は、重要事項を協議するため、必要に応じて拡大委員会を置くことができる。

- 2 拡大委員会に関し必要な事項は、大学運営会議が別に定める。
(構成員以外の者の出席)

第7条 大学運営会議は、必要があると認めるときは、構成員でない者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。
(教育研究審議会への報告)

第8条 学長は、大学運営会議が協議したことについて、教育研究審議会に報告することができる。
(庶務)

第9条 大学運営会議の庶務は、経営財務室において処理する。
(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、大学運営会議の運営に関し必要な事項は、議長が大学運営会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。